

現 行	改 正 後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>休工</u> 現場事務所での事務作業を含め、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、巡回パトロール、保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除く。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>休日取得率</u> 第4条に規定する対象期間の全日数に対する<u>休工日数</u>（<u>休工とした曜日及び理由にかかわらず休工とした日</u>）の割合をいう。</p> <p>(対象期間)</p> <p>第4条 週休2日工事の対象期間は、契約締結日の翌日から工事完了日までとする。ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）は、対象期間から除くものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 発注者が対象外とする作業を実施する期間（施工条件、地元条件、災害対応等受注者の責に帰すことができない事由により週6日以上の現場作業を余儀なくされる期間）</p> <p>(週休2日工事の形式)</p> <p>第5条 週休2日工事の形式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>現場閉所</u> 現場事務所での事務作業を含め、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、巡回パトロール、保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除く。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>現場閉所率</u> 第4条に規定する対象期間の全日数に対する<u>現場閉所日数</u>（<u>現場閉所とした曜日及び理由にかかわらず現場閉所とした日</u>）の割合をいう。</p> <p>(対象期間)</p> <p>第4条 週休2日工事の対象期間は、契約締結日の翌日から工事完了日までとする。ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）は、対象期間から除くものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 発注者が<u>週休2日</u>の対象外とする作業を実施する期間（施工条件、地元条件、災害対応等受注者の責に帰すことができない事由により週6日以上の現場作業を余儀なくされる期間）</p> <p>(週休2日工事の形式)</p> <p>第5条 週休2日工事の形式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p>

現 行	改 正 後
<p>(1) <u>完全週休2日</u> 前条に規定する対象期間において、<u>土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休工対象日」という。）に休工を実施するものとする。</u> <u>ただし、地元条件により、土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週（土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日まで、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日まで）で振替休工を取得した場合は、当該取得日を休工対象日として取り扱うものとする。</u></p> <p>(2) 月単位の週休2日 前条に規定する対象期間内の全ての月ごとにおいて<u>全日数の28.5パーセント（7分の2）以上の日数の休工を実施するものとする。</u>ただし、対象期間内の全日数に対する<u>休工対象日の割合が28.5パーセント（7分の2）に満たない月において、休工対象日の日数以上の休工を行った場合は、その月に28.5パーセント（7分の2）以上の休工を実施したとみなす。</u></p> <p>(3) <u>通期の週休2日</u> 前条に規定する対象期間の全日数の28.5パーセント（7分の2）以上の日数の休工を実施するものとする。</p> <p>（取組内容）</p> <p>第6条 発注者指定型の実施工事の取組内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 受注者は、施工計画書に<u>休工予定日及び非対象期間が明記された休工取得計画表を添付し、監督職員に提出するものとする。</u></p> <p>(2) 受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により実施結果（<u>休工日</u></p>	<p>(1) <u>完全週休2日</u> 前条に規定する対象期間において、<u>土曜日及び日曜日に現場閉所を実施するものとする。</u>ただし、次に掲げる場合は、<u>完全週休2日の要件を満たすものとみなす。</u></p> <p>ア <u>地元条件等により土曜日又は日曜日に作業を行う場合であつて、振替の現場閉所を当該土曜日又は日曜日の前の月曜日から金曜日までの間に実施したとき。</u></p> <p>イ <u>夜間工事において、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へまたぐ夜間及び日曜日から月曜日へまたぐ夜間で現場閉所を実施した場合</u></p> <p>(2) 月単位の週休2日 前条に規定する対象期間内の全ての月ごとにおいて<u>現場閉所率が28.5パーセント（7分の2）以上になるよう現場閉所を実施するものとする。</u>ただし、対象期間内の全日数に対する<u>土曜日及び日曜日の割合が28.5パーセント（7分の2）に満たない月において、土曜日及び日曜日の日数以上の現場閉所を行った場合は、その月に28.5パーセント（7分の2）以上の現場閉所を実施したとみなす。</u></p> <p>（取組内容）</p> <p>第6条 発注者指定型の実施工事の取組内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 受注者は、施工計画書に<u>現場閉所予定日及び非対象期間が明記された現場閉所計画表を添付し、監督職員に提出するものとする。</u></p> <p>(2) 受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により実施結果（<u>現場閉</u></p>

現 行	改 正 後
<p>及び非対象期間を明示)を監督職員に提出し、監督職員の確認を受けるものとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 受注者希望型の実施工事の取組内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 受注者は、<u>施工計画書に休工予定日及び非対象期間が明記された休工取得計画表</u>を添付し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により実施結果(休工日及び非対象期間を明示)を監督職員に提出し、監督職員の確認を受けるものとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>(工事成績評定)</p> <p>第7条 週休2日工事における工事成績評定については、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>通期の週休2日 工事成績評定による評価の対象としない。</u></p> <p>(週休2日の取得に要する費用の計上)</p> <p>第8条 週休2日工事の取組を推進するため、<u>休工状況</u>に応じて、次に掲げるところにより経費の補正を行うものとする。ただし、経費の補</p>	<p>所日及び非対象期間を明示)を監督職員に提出し、監督職員の確認を受けるものとする。</p> <p>(3) <u>受注者は、完全週休2日又は月単位の週休2日が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督職員に報告するものとする。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 受注者希望型の実施工事の取組内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 受注者は、<u>施工計画書に現場閉所予定日及び非対象期間が明記された現場閉所計画表</u>を添付し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により実施結果(現場閉所日及び非対象期間を明示)を監督職員に提出し、監督職員の確認を受けるものとする。</p> <p>(3) <u>受注者は、完全週休2日又は月単位の週休2日が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督職員に報告するものとする。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(工事成績評定)</p> <p>第7条 週休2日工事における工事成績評定については、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(週休2日の取得に要する費用の計上)</p> <p>第8条 週休2日工事の取組を推進するため、<u>現場閉所状況</u>に応じて、次に掲げるところにより経費の補正を行うものとする。ただし、経費</p>

現 行	改 正 後
<p>正について、適用する積算基準に別の定めがある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>休工状況の区分は、休日取得率に応じて、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>ア <u>4週8休以上（月単位の週休2日） 全ての月ごとにおいて休日取得率が28.5パーセント以上の場合（対象期間内の全日数に対する休工対象日の割合が28.5パーセントに満たない月に、休工対象日の日数以上の休工を行った場合を含む。）</u></p> <p>イ <u>4週8休以上（通期の週休2日） 休日取得率が28.5パーセント以上の場合</u></p> <p>(2) 経費の補正に当たっては、次に掲げる<u>休工状況</u>の区分に応じ、それぞれの経費に次に定める補正係数を乗じるものとする。ただし、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量、調査、設計等外注が想定される業務の労務費については、補正の対象としないものとする。</p> <p>ア <u>4週8休以上（月単位の週休2日）</u></p> <p>（ア） 労務費 <u>1.04</u></p> <p><u>（イ） 機械経費（賃料） 1.02</u></p> <p><u>（ウ） 共通仮設費率 1.03</u></p> <p><u>（エ） 現場管理費率 1.05</u></p> <p><u>（オ） 略</u></p> <p>イ <u>4週8休以上（通期の週休2日）</u></p> <p>（ア） 略</p> <p><u>（イ） 機械経費（賃料） 1.02</u></p>	<p>の補正について、適用する積算基準に別の定めがある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>現場閉所状況の区分は、第5条各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(2) 経費の補正に当たっては、次に掲げる<u>現場閉所状況</u>の区分に応じ、それぞれの経費に次に定める補正係数を乗じるものとする。ただし、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量、調査、設計等外注が想定される業務の労務費については、補正の対象としないものとする。</p> <p>ア <u>完全週休2日</u></p> <p>（ア） 労務費 <u>1.02</u></p> <p><u>（イ） 共通仮設費率 1.02</u></p> <p><u>（ウ） 現場管理費率 1.03</u></p> <p><u>（エ） 略</u></p> <p>イ <u>月単位の週休2日</u></p> <p>（ア） 略</p>

現 行	改 正 後																																																				
<p>(ウ) 共通仮設費率 <u>1.02</u></p> <p>(エ) 現場管理費率 <u>1.03</u></p> <p>(オ) 略</p> <p>(3) 補正方法等は、次のア及びイに掲げる工事の区分に応じ、それぞれア及びイに定めるとおりとする。</p> <p>ア 発注者指定型 当初設計から<u>4週8休以上(月単位の週休2日)</u>の達成を前提とした補正係数をそれぞれの経費に乘じ、<u>休工状況</u>を確認後、最終変更設計時に<u>休工状況</u>の適用区分に応じてそれぞれの経費を補正し、変更契約するものとする。</p> <p>イ 受注者希望型 <u>休工状況</u>を確認後、最終変更設計時に<u>休工状況</u>の適用区分に応じてそれぞれの経費を補正し、変更契約するものとする。</p>	<p>(イ) 共通仮設費率 <u>1.01</u></p> <p>(ウ) 現場管理費率 <u>1.02</u></p> <p>(エ) 略</p> <p>(3) 補正方法等は、次のア及びイに掲げる工事の区分に応じ、それぞれア及びイに定めるとおりとする。</p> <p>ア 発注者指定型 当初設計から<u>完全週休2日</u>の達成を前提とした補正係数をそれぞれの経費に乘じ、<u>現場閉所状況</u>を確認後、最終変更設計時に<u>現場閉所状況</u>の適用区分に応じてそれぞれの経費を補正し、変更契約するものとする。</p> <p>イ 受注者希望型 <u>現場閉所状況</u>を確認後、最終変更設計時に<u>現場閉所状況</u>の適用区分に応じてそれぞれの経費を補正し、変更契約するものとする。</p>																																																				
<p>別表 (第8条関係)</p> <p>週休2日工事における市場単価積算の補正係数の設定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">補正係数</th> </tr> <tr> <th>4週8休以上 (通期の週休2日)</th> <th>4週8休以上 (月単位の週休2日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋工</td> <td></td> <td><u>1.02</u></td> <td><u>1.04</u></td> </tr> <tr> <td>ガス圧接工</td> <td></td> <td><u>1.02</u></td> <td><u>1.03</u></td> </tr> <tr> <td>インターロッキングブロック</td> <td>設置</td> <td><u>1.01</u></td> <td><u>1.01</u></td> </tr> <tr> <td>工</td> <td>撤去</td> <td><u>1.02</u></td> <td><u>1.04</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	区分	補正係数		4週8休以上 (通期の週休2日)	4週8休以上 (月単位の週休2日)	鉄筋工		<u>1.02</u>	<u>1.04</u>	ガス圧接工		<u>1.02</u>	<u>1.03</u>	インターロッキングブロック	設置	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	工	撤去	<u>1.02</u>	<u>1.04</u>	<p>別表 (第8条関係)</p> <p>週休2日工事における市場単価積算の補正係数の設定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">補正係数</th> </tr> <tr> <th>月単位の週休2日</th> <th>完全週休2日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋工</td> <td></td> <td><u>1.02</u></td> <td><u>1.02</u></td> </tr> <tr> <td>ガス圧接工</td> <td></td> <td><u>1.01</u></td> <td><u>1.01</u></td> </tr> <tr> <td>インターロッキングブロック</td> <td>設置</td> <td><u>1.01</u></td> <td><u>1.01</u></td> </tr> <tr> <td>工</td> <td>撤去</td> <td><u>1.02</u></td> <td><u>1.02</u></td> </tr> <tr> <td>防護柵設置工 (ガードレール)</td> <td>設置</td> <td><u>1.00</u></td> <td><u>1.00</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>撤去</td> <td><u>1.02</u></td> <td><u>1.02</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	区分	補正係数		月単位の週休2日	完全週休2日	鉄筋工		<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	ガス圧接工		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	インターロッキングブロック	設置	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	工	撤去	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	防護柵設置工 (ガードレール)	設置	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>		撤去	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
名称			区分	補正係数																																																	
	4週8休以上 (通期の週休2日)	4週8休以上 (月単位の週休2日)																																																			
鉄筋工		<u>1.02</u>	<u>1.04</u>																																																		
ガス圧接工		<u>1.02</u>	<u>1.03</u>																																																		
インターロッキングブロック	設置	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>																																																		
工	撤去	<u>1.02</u>	<u>1.04</u>																																																		
名称	区分	補正係数																																																			
		月単位の週休2日	完全週休2日																																																		
鉄筋工		<u>1.02</u>	<u>1.02</u>																																																		
ガス圧接工		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>																																																		
インターロッキングブロック	設置	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>																																																		
工	撤去	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>																																																		
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>																																																		
	撤去	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>																																																		

現 行				改 正 後			
防護柵設置工	設置	1.00	1.01	防護柵設置工	設置	1.00	1.00
(ガードレール)	撤去	1.02	1.04	(ガードパイプ)	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工	設置	1.00	1.01	防護柵設置工	設置	1.02	1.02
(ガードパイプ)	撤去	1.02	1.04	(横断・転落防護柵)	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工	設置	1.02	1.04	防護柵設置工		1.01	1.01
(横断・転落防護柵)	撤去	1.02	1.04	(落石防護柵)			
防護柵設置工		1.01	1.01	防護柵設置工		1.01	1.01
(落石防護柵)				(落石防止網)			
防護柵設置工		1.01	1.02	道路標識設置工	設置	1.00	1.00
(落石防止網)					撤去	1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.01		移設		
	撤去	1.02	1.03	道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	移設				撤去	1.02	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	法面工		1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	吹付砕工		1.01	1.01
法面工		1.01	1.02	鉄筋挿入工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.03	(ロックボルト工)			
鉄筋挿入工		1.02	1.03	道路植栽工		1.02	1.02
(ロックボルト工)				公園植栽工		1.02	1.02
道路植栽工	植樹	1.02	1.04	橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
	剪定	1.02	1.04	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.04	橋面防水工		1.01	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	薄層カラー舗装工		1.00	1.00
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04	グルーピング工		1.00	1.00

現 行				改 正 後			
橋面防水工		1.01	1.01	軟弱地盤処理工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01	コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	区画線工		1.02	1.02
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	高視認性区画線工		1.02	1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01	橋梁塗装工		1.01	1.01
区画線工		1.02	1.04	構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
高視認性区画線工		1.02	1.04		人力	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.03	コンクリートブロック積工		1.02	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03	排水構造物工		1.02	1.02
	人力	1.02	1.04	鋼製排水溝設置工		1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.04	表面被覆工	固定足場	1.01	1.01
排水構造物工		1.02	1.04	(コンクリート保護塗装)	高所作業車	1.01	1.01
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04	表面含浸工	固定足場	1.02	1.02
表面被覆工	固定足場	1.01	1.02		高所作業車	1.02	1.02
(コンクリート保護塗装)	高所作業車	1.01	1.02	連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04		高所作業車	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.04	剥落防止工	固定足場	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	(アラミドメッシュ)	高所作業車	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.04	漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02
剥落防止工	固定足場	1.02	1.04		高所作業車	1.02	1.02
(アラミドメッシュ)	高所作業車	1.02	1.04	防草シート設置工		1.01	1.01
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	紫外線硬化剤FRPシート設置工	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.02	1.04				
防草シート設置工		1.01	1.03	(ポリエステル樹脂)	高所作業車	1.01	1.01

現 行				改 正 後			
紫外線硬化剤FRPシート設置工	固定足場	1.01	1.02	塗膜除去工		1.02	1.02
(ポリエステル樹脂)	高所作業車	1.01	1.01	バキュームブラスト工		1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04	道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
バキュームブラスト工		1.01	1.01		撤去	1.02	1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01	仮設防護柵設置工		1.02	1.02
	撤去	1.02	1.04	(仮設ガードレール)			
仮設防護柵設置工		1.02	1.04	機械式継手工		1.02	1.02
(仮設ガードレール)				抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01
機械式継手工		1.02	1.04	ノンコーキング式コンクリー		1.01	1.01
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03	トひび割れ誘発目地設置工			
ノンコーキング式コンクリー		1.01	1.01	FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00
トひび割れ誘発目地設置工				浸食防止用植生マット工		1.02	1.02
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	(養生マット工)			
浸食防止用植生マット工		1.02	1.04	支承金属溶射工		1.02	1.02
(養生マット工)				耐圧ポリエチレンリブ管(ハウ		1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.04	エル管)設置工			
耐圧ポリエチレンリブ管(ハウ		1.02	1.03	フレア溶接工		1.02	1.02
エル管)設置工				H型ボラード設置工		1.01	1.01
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02
リブ付硬質塩化ビニル管設置		1.01	1.02		作業車	1.02	1.02
工				硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
砂基礎工	機械	1.02	1.04	リブ付硬質塩化ビニル管設置		1.01	1.01
	人力	1.02	1.04	工			
砕石基礎工	機械	1.02	1.04	砂基礎工	機械	1.02	1.02
	人力	1.02	1.04		人力	1.02	1.02

現 行				改 正 後			
<u>組立マンホール設置工</u>		<u>1.02</u>	<u>1.03</u>	<u>砕石基礎工</u>	<u>機械</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
<u>小型マンホール工</u>		<u>1.00</u>	<u>1.01</u>		<u>人力</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
<u>取付管及びます設置工</u>	<u>ます設置工</u>	<u>1.00</u>	<u>1.01</u>	<u>組立マンホール設置工</u>		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
	<u>取付管布設及び支管取付工</u>	<u>1.01</u>	<u>1.02</u>	<u>小型マンホール工</u>		<u>1.00</u>	<u>1.00</u>
				<u>取付管及びます設置工</u>	<u>ます設置工</u>	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>
					<u>取付管布設及び支管取付工</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>

付 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。